

公 告

ツール・ド・九州 2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等賑わい創出事業委託業務について、下記のとおり公募型企画提案を実施するので公告する。

令和7年6月17日

ツール・ド・九州 2025 宮崎・大分ステージ推進委員会 会長 工藤 哲史

記

1 業務名

ツール・ド・九州 2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等賑わい創出事業委託業務

2 業務概要

本年第3回大会を迎える「ツール・ド・九州 2025 宮崎・大分ステージ」フィニッシュ地点周辺等の賑わい創出による観光誘客、佐伯市の魅力 PR のため、大会当日イベントを企画・提案のうえ、当日イベント運営を行うもの。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (3) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する者（本要項 6（1）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）であること。
- (4) 本要項 4（2）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 公告日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去 5 年間に同種または類似の業務（県内、県外を問わない）を受託した実績を有していること。
- (9) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

- ① 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
- ② 特定の公職者（その候補者を含む。）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- ③ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員が役員となっている事業者
 - （エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （オ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （カ）暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - （キ）暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - （ク）暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 公募型プロポーザル募集要項等を示す場所及び日時

大分県庁ホームページ及び下記のとおりとする。

（1）場 所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館3階
大分県企画振興部スポーツ振興課内
ツール・ド・九州2025 宮崎・大分ステージ推進委員会大分事務局

（2）日 時

令和7年6月17日（火）から7月1日（火）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
9時00分～17時15分まで
※7月1日は17時までとする。
※事前に上記時間内に連絡し、担当者と時間調整のうえ訪問すること。

（3）問い合わせ先

大分県企画振興部スポーツ振興課
担 当 荒木 香凜（あらき かりん）
電 話 097-506-2089
FAX 097-506-1725

5 その他

詳細はツール・ド・九州 2025 宮崎・大分ステージフィニッシュ地点周辺等賑わい創出事業委託業務にかかる企画提案競技実施要項によるものとする。